

社会保険事業運営評議会（第11回）

平成18年2月6日（月）

厚生労働省専用第22会議室

議 事 次 第

1 開会

2 議事

平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)について
平成18年度社会保険事業計画(案)について
その他

3 閉会

(配布資料)

資料1-1・・・平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)及び社会保
険事業計画(案)について

資料1-2・・・「平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)」について

資料1-3・・・平成18年度社会保険事業計画(案)

参考資料

資料1-1

平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標(案) 及び社会保険事業計画(案)について

1. 「平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)」について

- 中央省庁改革基本法第16条に基づき、厚生労働大臣が、毎年度、社会保険庁が達成すべき目標を設定して、長官に通知する。
- その際、厚生労働省は、有識者等第三者の意見を聴く。(本日の社会保険事業運営評議会)
- 平成18年度の目標については、平成17年度に比べ、細分化された目標を整理統合し、重点をわかりやすくした。
 - ・平成17年度：21項目 ⇒ 平成18年度案：13項目

2. 「平成18年度社会保険事業計画(案)」について

- 厚生労働大臣が定める「社会保険庁が達成すべき目標」を踏まえ、社会保険庁が、年度の事業計画として定める計画。(全国版の計画に基づき、地方社会保険事務局単位でも、計画を定める。)
- 本日の社会保険事業運営評議会のご議論を踏まえた上で、修正を加え、3月8日の社会保険事業運営評議会に改めてご説明し、社会保険庁長官が策定する予定。
- 「事業運営方針」の策定の考え方
 - ・平成17年9月に策定した業務改革プログラムの到達目標を掲げた。
 - ・とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、人材と資源を振り向け、全力を注ぐ方針を明示した。
- 「実施計画」の策定の考え方
 - ・厚生労働大臣が示す「達成すべき目標」(13項目)に沿って、実施計画を整理した。
 - このほか、国民サービスの向上などの社会保険庁独自の目標を4項目追加して整理した。
 - ・業務改革プログラムの内容を中心に、社会保険庁改革の直近の内容を盛り込んだ。
 - ・記述はできる限り、具体的に、かつ、数値で示すようにした。

「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について

厚生労働省

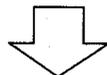
社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁改革基本法
第16条第6項)

(厚生労働大臣策定)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

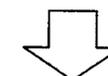
目標に対する実績の評価



目標設定
(2月)



実績報告(平成17
年度は8月末)



実績評価(平成17
年度は10月)

社会保険庁(本庁)

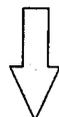
社会保険事業計画

○ 具体的な事業運営方針及び実施計画を策定(3月)

運営評議会へ
の中間報告

実績報告

○ 翌年度の計画
への反映



全体計画案を示して地方
計画を策定指示(2月)、
調整後に確定(3月)



ヒアリング、指導・監察
(サービス推進課・社会保険
指導室、及び所管各課)

地方社会保険事務局

社会保険事務局事業計画

○ 社会保険事業計画に基づき、社会保険事務局と社会保険
事務所が取り組む計画を策定(3月)

中間報告の
ための集計

実績報告

○ 翌年度の計画
への反映